

令和6年定例会
予算決算常任委員会
医療保健子ども福祉病院分科会

説明資料

《議案補充説明》

- 1 【議案第124号、議案第126号】
令和6年度三重県一般会計補正予算（第3号）等について . . . 1
- 2 【議案第140号】
三重県手数料条例の一部を改正する条例案について 9

《所管事項説明》

- 1 令和7年度当初予算要求状況について 別途配布済
- 2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に
基づく報告について 12

令和6年12月9日
医療保健部

1 令和6年度三重県一般会計補正予算（第3号）等について

1 補正額および債務負担行為

議案第124号および議案第126号の補正予算に係る医療保健部関係分は、一般会計で8億3,379万7千円の増額、国民健康保険事業特別会計で24億1,316万8千円の増額となっており、その内訳は以下の表のとおりです。

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第3款 民生費	79,536,706	△1,127,692	78,409,014
第4款 衛生費	23,349,684	1,961,489	25,311,173
一 般 会 計	102,886,390	833,797	103,720,187
国民健康保険事業特別会計	152,660,003	2,413,168	155,073,171

一般会計の主要項目については、2頁の表のとおりです。

なお、債務負担行為については、3頁および4頁の表のとおり、年度当初から事業を円滑に行うため、追加で29件を計上しています。

また、国民健康保険事業特別会計については、5頁の上の表のとおりです。

なお、債務負担行為については、5頁の下の表のとおり、年度当初から事業を円滑に行うため、追加で1件を計上しています。

議案第124号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第3号）

（主要項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	説 明
《民生費》 （主な増額補正） 福祉人材確保対策費 介護福祉士等修学資金 貸付事業費	13,913	44,826	58,739	介護福祉士の資格取得をめざす学生等に対して貸し付ける修学資金の所要見込額の増
老人医療対策費 後期高齢者医療高額医療費支援県負担金	1,497,484	42,052	1,539,536	後期高齢者医療高額医療費の所要見込額の増
（主な減額補正） 介護基盤整備関係事業費 地域医療介護総合確保 基金積立金（介護）	2,098,474	△519,780	1,578,694	介護サービス施設・設備整備推進事業などにおける所要見込額の減など
介護基盤整備関係事業費 介護サービス施設・設備 整備等推進事業費	1,096,954	△503,741	593,213	介護サービス施設への施設整備助成事業や感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備における事業費の減
民 生 費 計	79,536,706	△1,127,692	78,409,014	
《衛生費》 （主な増額補正） 防疫対策費 防疫対策事業費	721,407	1,297,073	2,018,480	過年度に受け入れた新型コロナウイルス感染症対応に係る交付金等の精算に伴う国への返還に要する経費の増など
病院事業会計支出金 病院事業会計負担金	2,319,651	367,561	2,687,212	県立志摩病院の指定管理者に交付する地域医療確保交付金に係る経費等の病院事業会計への繰出金の増
精神保健医療対策事業費 精神通院医療事業費	2,887,236	319,021	3,206,257	精神通院医療費の所要見込額の増など
地域医療対策費 医師確保対策事業費	580,960	209,422	790,382	労働時間短縮に向けた取組やタスクシフトを目的とした人材確保に要する費用支援、および長時間労働医師が所属する医療機関への医師派遣に要する費用支援の増など
		(内訳) 130,672		地域医療勤務環境改善体制整備特別事業：労働時間短縮に向けた取組やタスクシフトを目的とした人材確保に要する費用支援の増
		78,750		勤務環境改善医師派遣推進事業：長時間労働医師が所属する医療機関への医師派遣に要する費用支援の増
（主な減額補正） 小児医療対策費 小児・周産期医療体制 強化推進事業費	295,294	△152,609	142,685	周産期母子医療センター運営事業補助金等における国の内示額の減など
地域医療対策費 地域医療介護総合確保 基金積立金（医療）	1,656,835	△107,227	1,549,608	当該基金を活用している事業に対する国の内示額の減
救急医療対策費 三次救急医療体制強化 推進事業費	521,613	△65,900	455,713	救命救急センター運営事業補助金における国の内示額の減など
衛 生 費 計	23,349,684	1,961,489	25,311,173	
合 計	102,886,390	833,797	103,720,187	

(債務負担行為)

議案第124号「令和6年度三重県一般会計補正予算(第3号)」関係

追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重DMAT・災害支援ナース傷害保険に係る契約	令和6年度～令和7年度	585
小児休日夜間医療・健康電話相談業務委託に係る契約	令和6年度～令和9年度	66,000
広域災害救急医療情報システム業務利用委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	5,280
三重県救急医療情報システム運営業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	128,379
医療保健部免許管理システム運用保守委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,312
県内医療機関求人情報に係るホームページのサーバー管理に係る契約	令和6年度～令和7年度	44
県外医師・看護職員確保のための情報発信サイトのサーバー管理に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,489
看護分野における国際連携推進に関する連携事業業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,500
看護分野における国際連携推進に関する連絡調整等の委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,000
介護保険指定事業者管理システム利用業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	562
介護保険指定事業者メール配信システム保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	660
介護支援専門員資質向上研修事業業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	24,697
三重県若年性認知症施策総合推進事業業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	2,494
三重県認知症コールセンター事業業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	3,521
三重県認知症介護研修事業業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,077
みえ介護生産性向上支援センター運営事業委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	14,659
外国人介護人材確保に関する連携事業業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	4,000

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外国人介護人材確保に関する海外現地での情報発信業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	2,000
外国人介護人材確保に関する海外現地での情報発信に係る補助金	令和6年度～令和7年度	1,000
結核接触者健診外部委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	5,293
みえ新興感染症対策システム運用保守委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	200
新型コロナウイルス感染症に係る電話相談対応業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	3,426
三重DPAT傷害保険に係る契約	令和6年度～令和7年度	330
精神保健業務管理システム使用保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,030
三重県健康づくり応援サイト保守管理等業務に係る契約	令和6年度～令和7年度	440
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	3,734
国民健康保険実績報告システム情報処理及びシステム保守委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	602
動物愛護推進センター来館予約・受付システムの利用に係る契約	令和6年度～令和7年度	420
薬剤師奨学金返還に係る助成金	令和6年度～令和9年度	6,000

議案第126号 令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

（主要項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補 正 額	補正後の予算額	説 明
（歳入）				
諸収入	56,355,823	36,366	56,392,189	前年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還金
繰越金	1	2,376,802	2,376,803	前年度歳計剰余金の計上
合 計	152,660,003	2,413,168	155,073,171	
（歳出）				
国民健康保険運営費				
国民健康保険財政安定化基金積立金	1,678	2,221,415	2,223,093	国等への返還金を除いた前年度歳計剰余金の積立
償還金	0	191,753	191,753	過年度に受け入れた歳入の精算に伴う国等への返還金
合 計	152,660,003	2,413,168	155,073,171	

（債務負担行為）

議案第126号「令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」関係

追加

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
国保総合システム業務プリンタ保守に係る契約	令和6年度～令和7年度	45

2 補充説明

(1) 医師確保対策事業費の補正内容について

医師の働き方改革を進めるため、令和2年度から行ってきた「地域医療環境改善体制整備事業」において、国から新たに「地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」と「勤務環境改善医師派遣推進事業」の2つの事業が追加されたことに伴い、補正を行います。

① 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

高度な技能等を修得する医師を育成する医療機関（三重大学医学部附属病院）における、県医療審議会および地域医療対策協議会で承認された「医師の労働時間短縮計画」に基づく勤務環境改善の取組に対して補助を行います。

【補正額】 1億3,067万2千円の増額

【積算】 1床当たり単価上限(266千円)×稼働病床数(655床)×補助率(3/4)

【補助対象経費】 教育研修と診療に関する勤務環境改善を一体的に実施するために必要となる患者説明用端末およびタスクシフトを目的とした人材確保に要する経費等

② 勤務環境改善医師派遣推進事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、長時間労働となっている医療機関（5病院）に対して、医師派遣を行う医療機関（三重大学医学部附属病院）の運営等に対して補助を行います。

【補正額】 7,875万円の増額

【積算】 1人当たり単価(1,250千円/月)×12か月×派遣医師数(7名)
×補助率(3/4)

【補助対象経費】 地域医療提供体制の確保のため、県が指定した「特定労務管理対象機関[※]」への医師派遣を行う医療機関に対する逸失利益の補填

※特定労務管理対象機関とは、やむを得ず時間外・休日労働時間の上限を年1,860時間とする必要がある場合に、都道府県知事に特例水準の指定申請を行い、知事の指定を受けた医療機関。

(2) 外国人介護人材確保等に関する事業の債務負担行為について

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
外国人介護人材確保に関する連携事業業務委託に係る契約	令和6年度～ 令和7年度	4,000
外国人介護人材確保に関する海外現地での情報発信業務委託に係る契約	令和6年度～ 令和7年度	2,000
外国人介護人材確保に関する海外現地での情報発信に係る補助金	令和6年度～ 令和7年度	1,000

外国人介護人材の安定的な確保に向けて、本年7月に覚書を締結したインドネシア保健省を令和7年度当初に訪問し、三重県の介護施設等での就労をPRする現地セミナーを開催するなど、県内で働く魅力を発信します。

事業実施に係る経費として、海外への職員の渡航に係る旅券等の手配業務を委託するための「外国人介護人材確保に関する連携事業業務委託に係る契約」、現地セミナーの企画や開催に係る業務を委託するための「外国人介護人材確保に関する海外現地での情報発信業務委託に係る契約」、現地セミナーで情報発信を行う県内介護団体へ交付する補助金として「外国人介護人材確保に関する海外現地での情報発信に係る補助金」の計3件、700万円について、令和6年度内に契約行為を行う必要があることから、債務負担行為を計上します。

現地セミナーの実施にあたっては、インドネシア保健省や大学関係者、学生等を対象として、三重県や本県の介護施設等における就労の魅力について、県内介護団体等から情報発信するものであり、100名規模の会場で開催することを想定しています。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
看護分野における国際連携推進に関する連携事業業務委託に係る契約	令和6年度～ 令和7年度	1,500
看護分野における国際連携推進に関する連絡調整等の委託に係る契約	令和6年度～ 令和7年度	1,000

また、看護分野においても、覚書に基づき、看護系大学同士の交流・連携を図るため、令和7年度当初にインドネシアを訪問します。県内看護系大学と現地の看護系大学との意見交換会の開催や、現地の看護系大学訪問に向けた連絡調整、職員の渡航に係る経費等について、計2件、250万円を債務負担行為として計上します。

(3) 薬剤師奨学金返還に係る助成金の債務負担行為について

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
薬剤師奨学金返還に係る助成金	令和6年度～ 令和9年度	6,000

県内の病院に勤務する薬剤師の確保および育成を図るため、奨学金返還助成制度を創設します。

奨学金の貸与を受けており、県内の対象病院に就職を希望する薬学生を助成候補者として募集、認定します。助成候補者が対象病院に就職後、3年間以上薬剤師の業務に従事するとともに、所定の人材育成プログラムを受講することで、その者が大学在学中に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を助成します。

令和7年3月までに、助成候補者の認定を行ったうえで、令和7年度から3年間にわたって助成を行うことから、債務負担行為を計上します。

【積算】1人あたり助成上限(40万円/年)×助成候補者(5名)×助成期間(3年)

【助成対象者】在学中に助成候補者としての認定を受け、県内の対象病院に正規雇用として就職した者

【助成要件】対象病院が定める人材育成プログラムを3年間受講すること等

【対象病院】県が指定する地域※に所在し、人材育成プログラムに基づく研修を助成対象者に実施する病院

※令和6年度は県内全域を対象として、募集しています。

2 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正に鑑み、第一種大麻草採取栽培者免許に関する手数料の名称を整理します。

また、免許申請に係る審査基準について厚生労働省から新たに示され、審査業務における現地調査の確認事項（保管施設、事務作業スペース）等が追加され、さらに、栽培目的の拡大に伴う1栽培者あたりの栽培地数の増加が見込まれます。これらにより、現地調査に係る人件費の増加が見込まれるため、手数料の金額を改定します。

2 改正内容

条例別表第一（第二条関係）の表中の「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改めます。

また、同表第八十五項中の免許申請に係る手数料の金額「六千七百円」を「二万二千元」に改めます。

3 施行期日

令和七年三月一日

○大麻草の栽培の規制に関する法律の改正内容（抜粋）

・改正前

名称	定義	免許権者	有効期限
大麻草採取栽培者免許	種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者	都道府県知事	免許の日からその年の12月31日まで (最長1年)



・改正後

名称	定義	免許権者	有効期限
第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草から製造される製品(※)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者	都道府県知事	免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで (最長3年)
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品医療機器等法に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者	厚生労働大臣	免許の日からその年の12月31日まで (最長1年)

※大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるもの（飲食料品、化粧品等）に限る。

議案第四百十号

三重県手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和六年十一月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）
項	項	項	項
（略）	（略）	（略）	（略）
八十五 大麻草の栽培の規制に 関する法律 （昭和二十三年法律第 百二十四号） 第五号 第一項の規定に基づく 第一種大麻草採取栽培 者免許の申請に対する 審査	八十五 大麻草の栽培の規制に 関する法律 （昭和二十三年法律第 百二十四号） 第五号 第一項の規定に基づく 第一種大麻草採取 栽培者免許申請手 数料	八十五 大麻草の栽培の規制に 関する法律 （昭和二十三年法律第 百二十四号） 第五号 第一項の規定に基づく 大麻草採取栽培者 免許の申請に対する 審査	八十五 大麻草の栽培の規制に 関する法律 （昭和二十三年法律第 百二十四号） 第五号 第一項の規定に基づく 大麻草採取栽培者 免許申請 手数料
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料を徴収する事務	手数料の名称
（略）	（略）	（略）	（略）
手数料の金額	手数料の金額	手数料の金額	手数料の金額
（略）	（略）	（略）	（略）
八十六 大麻草の栽培の規制に 関する法律 第六号第三項の規定に 基づく第一種大麻草採 取栽培者名簿の登録事 項の変更	八十六 大麻草の栽培の規制に 関する法律 第六号第三項の規定に 基づく第一種大麻草採 取栽培者登録変更手 数料	八十六 大麻草の栽培の規制に 関する法律 第六号第三項の規定に 基づく大麻草採取栽培 者名簿の登録事項の変 更	八十六 大麻草採取栽培者 登録変更 手数料
第一種大麻草採取	第一種大麻草採取	大麻草採取	大麻草採取
三万二千元	三万二千元	三万二千元	三万二千元

(略)	八十七 大麻草の栽 培の規制に 関する法律 第七条第三 項の規定に 基づく第一 種大麻草採 取栽培者免 許証の再交 付	第一種大 麻草採取 栽培者免 許証再交 付手数料	三千二百円									
(略)	八十七 大麻草の栽 培の規制に 関する法律 第七条第三 項の規定に 基づく大麻 草採取栽培 者免許証の 再交付	大麻草採 取栽培者 免許証再 交付手数料	三千二百円									

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第八十五号の項から第八十七号の項までの改正規定 令和七年三月一日

2 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例に基づく報告について

(1) 予算に関する補助金等に係る資料

・(条例第5条関係) 予算に関する補助金等に係る資料(1,000万円以上)	13
---------------------------------------	----

頁

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:医療保健部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
47	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金	国立大学法人三重大学医学部附属病院 津市江戸橋2丁目174	209,422 (未定)	最新の知見や技能等を有する医師を育成する医療機関が行う勤務環境改善等の取組に必要な費用、及び長時間労働となっている医療機関へ医師派遣を行う医療機関の派遣に要する費用等の一部を補助する。	(目的・理由) 医師の働き方改革の施行に伴い、地域医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を進めていくため、医師を育成する医療機関や、地域医療において特別な役割がある医療機関の勤務環境改善及び医師派遣の取組を支援する。 (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域医療提供体制の確保を図るため、医師を育成する医療機関の勤務環境改善や、医師派遣を行う医療機関を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	医療人材課	衛生費	医薬費	医務費	地域医療対策費
48	介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	社会福祉法人三重県社会福祉協議会 津市桜橋2丁目131	44,826 (未定)	三重県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業に対して補助する。	(目的・理由) 介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費を補助することにより、介護人材の育成及び確保並びに定着を図る。 (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 介護福祉士の資格取得を目指す学生等へ修学資金を貸与する事業等に対して補助することにより、介護人材の育成及び確保並びに定着が図られ、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。	長寿介護課	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	福祉人材確保対策費
49	三重県健康増進事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	10,159 (未定)	市町が実施する以下の保健事業について必要な経費の一部を補助する。 ・健康教育 ・健康相談 ・健康診査 ・訪問指導 ・総合的な保健推進事業	(目的・理由) 県民の老後における健康の保持増進を図る。 (根拠) 医療保健部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 市町の保健事業を支援することにより、県民の健康増進を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。	健康推進課	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	高齢者健康診査事業費